

登別市介護予防・日常生活支援総合事業 について

～新しい訪問型・通所型サービスについて～

第2回事業者向け説明会

平成30年2月2日（金）

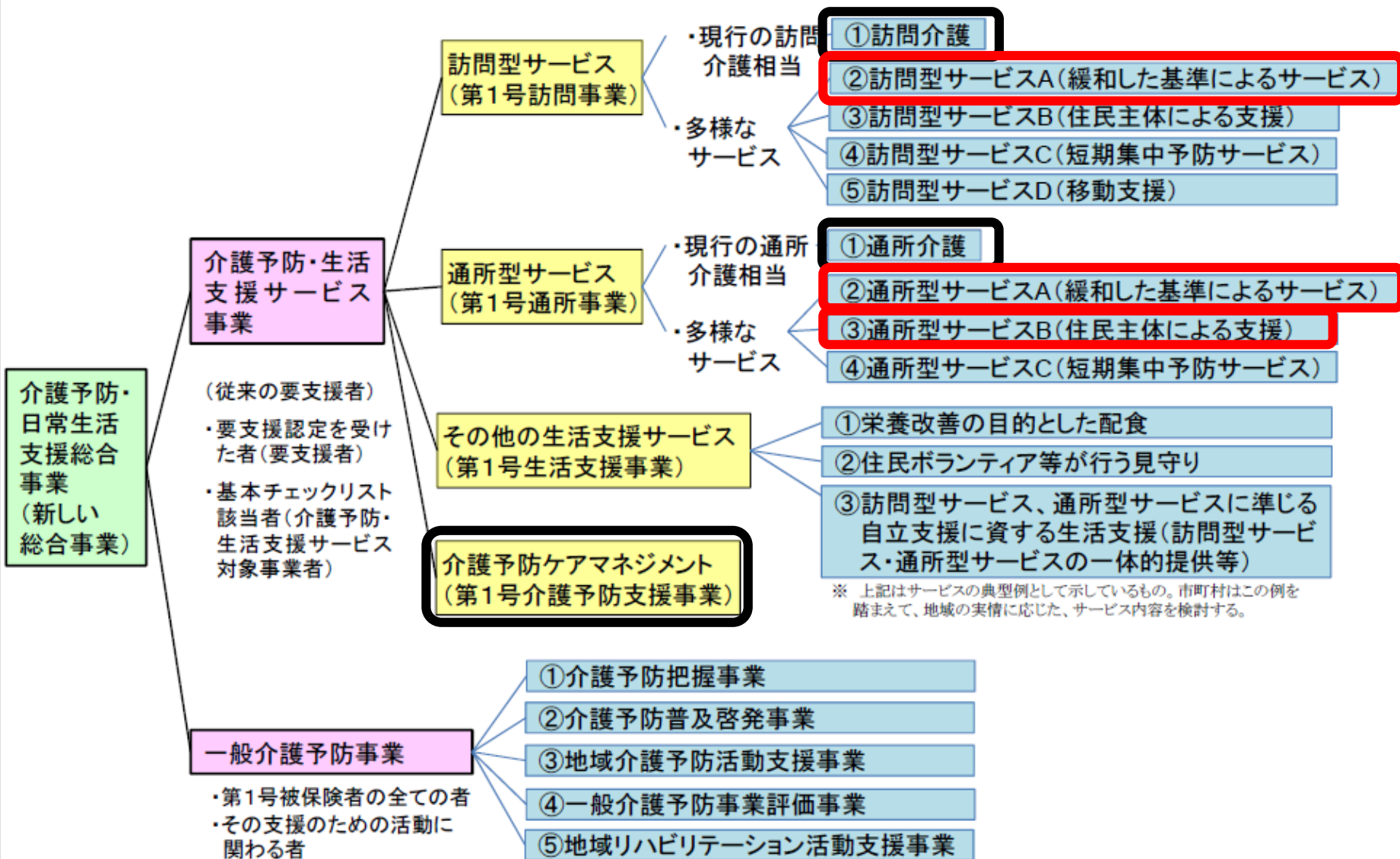
登別市保健福祉部高齢・介護グループ

本日の要点

- 1 平成30年度から始める新たなサービスについて
- 2 事業者指定について
- 3 請求事務について
- 4 基本チェックリストについて
- 5 介護予防ケアマネジメントについて
- 6 今後のスケジュールについて

1 平成30年度から始める新たなサービスについて

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

訪問型サービスのサービス内容等 (平成30年度以降)

例外的なサービス

原則的なサービス

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
提供者	訪問介護事業者	訪問介護事業者	民間事業者・NPO法人等
サービス 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護と同様のサービス ○訪問介護員による身体介護、生活援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護員等の従事者による掃除、洗濯、調理、買い物ごみの分別搬出等の生活援助（老計第10号による） ○身体介護（老計第10号による）を行わない ○20分以上45分未満の活動を目安とする 	
サービス 対象者	<p>原則、要支援1・2の者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入浴、排泄、食事、爪切り、服薬等の身体介護が必要な場合 ○認知機能の低下や精神・知的障がいにより日常生活に支障があるような症状や行動を伴う場合（※1） ○退院直後で状態が変化しやすい場合 ○その他、市が必要と認めた場合 	<p>要支援1・2、事業対象者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体介護が不要で、生活援助が必要な場合 <p>※1 BPSDが見られる、ごみ屋敷になってる、近所とトラブルがある、社会と断絶している。</p>	

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
人員 基準	<p>①管理者 常勤・専従1人以上（※2） 【資格要件：なし】</p> <p>②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（一部非常勤可） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p>	<p>①管理者 専従1人以上（※2） 【資格要件：なし】</p> <p>②従事者 利用者の数に必要数と認められる数（※3） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】</p> <p>③訪問事業責任者 利用者50人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】</p>	<p>①管理者 専従1人以上（※2） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】</p> <p>②従事者 利用者の数に必要数と認められる数（※3） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】</p> <p>③訪問事業責任者 利用者50人に1人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】</p>

※2 支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。
 ※3 定期訪問が可能な人員 1人以上

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
設備 基準	①事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品		
運営 基準	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成（※4） ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など		
	※4 訪問型サービスAについては、必要に応じて作成する。		
算定 単位	1月当たり	1月当たり / 1回当たり	1回当たり
利用者 負担	1割、一定所得者は2割又は3割		
請求 方法	国民健康保険団体連合会へ請求		市へ請求
ケアマネ ジメント	介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント）		
利用限 度額	要支援1、事業対象者：5,003単位 要支援2：10,473単位		
限度額 管理	○	○	対象外

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
単価	<p>○単価は、従前の介護予防訪問介護と同額（※5）</p> <p>①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位</p> <p>②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位</p> <p>③要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位</p>	<p>単価を83%程度に設定（有資格者との給与水準の差を考慮）（※5）</p> <p>※平成30～32年度においては、経過措置として減額率を逡減する</p> <p>①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度)</p> <p>月3回まで 回数払い 242単位/回 月4回以上 月額払い 968単位/月</p> <p>②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度)</p> <p>月7回まで 回数払い 243単位/回 月8回以上 月額払い 1,936単位/月</p> <p>③要支援2 (週2回を超える程度)</p> <p>月11回まで 回数払い 256単位/回 月12回以上 月額払い 3,071単位/月</p>	<p>①事業対象者、要支援1・2 (1月の上限 10回) 回数払い 2,000円/回</p>
加算・減算	<p>①初回加算 200単位/月</p> <p>②生活機能向上連携加算 100単位/月</p> <p>③介護職員処遇改善加算</p> <p>④同一建物減算 ほか</p>	<p>①初回加算 200単位/月</p> <p>②生活機能向上連携加算 100単位/月</p>	

※5 単価は、介護報酬改定により国が定める上限額が減額となった場合、変更する可能性があります。その際は、別途、通知予定。

区分 【経過措置】 訪問型サービスA (指定事業者)

実施年度	平成30年度 単価を96.5%程度に設定	平成31年度 単価を93.0%程度に設定	平成32年度 単価を89.5%程度に設定	
単価	①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 月3回まで 回数払い 281 単位/回 月4回以上 月額払い 1,127 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 月7回まで 回数払い 282 単位/回 月8回以上 月額払い 2,253 単位/月 ③要支援2 (週2回を超える程度) 月11回まで 回数払い 297 単位/回 月12回以上 月額払い 3,574 単位/月	①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 月3回まで 回数払い 271 単位/回 月4回以上 月額払い 1,086 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 月7回まで 回数払い 272 単位/回 月8回以上 月額払い 2,171 単位/月 ③要支援2 (週2回を超える程度) 月11回まで 回数払い 287 単位/回 月12回以上 月額払い 3,444 単位/月	①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 月3回まで 回数払い 261 単位/回 月4回以上 月額払い 1,045 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 月7回まで 回数払い 262 単位/回 月8回以上 月額払い 2,089 単位/月 ③要支援2 (週2回を超える程度) 月11回まで 回数払い 276 単位/回 月12回以上 月額払い 3,315 単位/月	
	加算・減算	①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 100単位/月	①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 100単位/月	①初回加算 200単位/月 ②生活機能向上連携加算 100単位/月

通所型サービスのサービス内容等 (平成30年度以降)

例外的なサービス

原則的なサービス

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (案)
提供者	通所介護事業者	通所介護事業者	民間事業者・NPO法人等
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護と同様のサービス ○日常生活支援、機能訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○体操（30分以上必須）、レクリエーション、機能訓練、入浴、送迎等 ○半日（3時間）程度（※2）のデイサービスを目安とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○体操（30分以上必須）、送迎（必須）、交流、趣味活動、レクリエーション、身体機能の向上に特化した体操等 ○半日（3時間）程度のサービスを目安とし、毎週定期的に実施する。
サービス対象者	<p>原則、要支援1・2の者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体機能や認知機能の低下、あるいは精神・知的障がいにより日常生活に支障がある症状や行動を伴う場合 ○医療的処置や配慮・観察が必要な場合（※1） ○その他、市が必要と認めた場合 	<p>要支援1・2、事業対象者</p>	<p>要支援1・2、事業対象者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入浴・食事・排泄等の身体介護が不要で、自力歩行ができる場合

※1 サービス利用中に血中酸素飽和度測定、血糖測定、血圧測定等を要する場合、在宅酸素、ストマ管理、自己導尿、創傷等の管理・観察や処置援助が必要な場合、股関節脱臼予防への配慮が必要な場合等
 ※2 半日（3時間）程度とは、あくまで目安であり、超過しても問題ありません。

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (案)
人員 基準	<p>①管理者 常勤・専従1人以上(※3) 【資格要件：なし】</p> <p>②介護員等 15人以下専従1人以上 15人超 利用者1人につき 専従0.2人以上 【資格要件：なし】</p> <p>③生活相談員 専従1人以上</p> <p>④看護職員 専従1人以上</p> <p>⑤機能訓練指導員 1人以上</p>	<p>①管理者 専従1人以上(※3) 【資格要件：なし】</p> <p>②従事者 15人以下専従1人以上 (※4) 15人超 利用者1人につき 専従0.2人以上(※4) 【資格要件：なし】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※4 通所介護、第1号通所事業通所介護と一体的に実施する場合には、利用者1人につき、専従0.2人以上で基準を満たすものとする。</p> </div>	<p>①代表者 1人以上(※3) 【資格要件：なし】</p> <p>②サポーター 1人以上 【資格要件：PTや健康運動指導士等の資格を有する方、高齢者を対象とした体操指導の実績のある方、市が指定する研修受講者】</p>
	<p>※3 支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>		

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (案)
設備基準	①食堂及び機能訓練室 (3㎡×利用定員 以上) ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害 に必要設備 ④必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために 必要な場所 (3㎡×利用定 員 以上) ②消火設備その他の非常災害 に必要設備 ③必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために 必要な場所 ②消火設備その他の非常災害 に必要設備 ③必要なその他の設備・備品
運営基準	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 (※ 5) ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供 など
算定 単位	1月当たり	1月当たり / 1回当たり	1月当たり
利用者 負担	1割、一定所得者は2割又は3割		サービス提供団体にて設定
請求 方法	国民健康保険団体連合会へ請求		市へ請求
ケアマネ ジメント	介護予防ケアマネジメントA (介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント)		介護予防ケアマネジメントC (初回のみ)
利用限 度額	要支援1、事業対象者：5,003単位 要支援2：10,473単位		なし
限度額 管理	○	○	対象外

※5 通所型サービスAについては、必要に応じて作成する。

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (案)
単価	<p>○単価は、従前の介護予防通所介護と同額（※6）</p> <p>①事業対象者、要支援1 1,647単位/月</p> <p>②要支援2 3,377単位/月</p>	<p>単価を82%程度に設定（人員配置、サービス提供時間を考慮）（※6）</p> <p>※平成30～32年度においては、経過措置として減額率を逡減する</p> <p>①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 337単位/ 月4回以上 月額払い 1,346単位/</p> <p>②要支援2 月7回まで 回数払い 345単位/ 月8回以上 月額払い 2,759単位/</p>	<p>○サービスの立ち上げから運営が軌道に乗るまでの3年間を対象とし、運営経費の一部を補助（10/10以内）。</p> <p>補助対象利用回数 ・1月につき1人4回を上限。</p> <p>①活動経費補助（別紙参照） ・活動に係る経費について、延べ利用人数に応じた上限額の10/10以内の額を補助。</p> <p>②送迎補助 ・1回（往復）の送迎に対し車両維持経費（燃料代）として500円を補助。</p>
加算・減算	<p>①生活機能向上グループ活動加算</p> <p>②運動器機能向上加算</p> <p>③栄養改善加算</p> <p>④口腔機能向上加算</p> <p>⑤選択的サービス複数実施加算</p> <p>⑤事業所評価加算</p> <p>⑥サービス提供体制強化加算</p> <p>⑦介護職員処遇改善加算</p> <p>⑧同一建物減算</p> <p>⑨定員超過による減算</p> <p>⑩人員欠如による減算 など</p>	<p>①生活機能向上グループ活動加算 100単位/月</p> <p>②運動器機能向上加算 225単位/月</p> <p>③栄養改善加算 150単位/月</p> <p>④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p>⑤定員超過による減算（※7） (単位数×70×100)</p> <p>⑥人員欠如による減算 (単位数×70×100)</p>	<p>※7 定員超過による減算は、平成32年4月から適用します。</p>

※6 単価は、介護報酬改定により国が定める上限額が減額となった場合、変更する可能性があります。その際は、別途、通知予定。

区分	【経過措置】 通所型サービスA (指定事業者)		
実施年度	平成30年度 単価を96.5%程度に設定	平成31年度 単価を93.0%程度に設定	平成32年度 単価を89.5%程度に設定
単価	①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 397 単位/回 月4回以上 月額払い 1,589 単位/月 ②要支援2 月7回まで 回数払い 407 単位/回 月8回以上 月額払い 3,258 単位/月	①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 382 単位/回 月4回以上 月額払い 1,531 単位/月 ②要支援2 月7回まで 回数払い 392 単位/回 月8回以上 月額払い 3,140 単位/月	①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 368 単位/回 月4回以上 月額払い 1,474 単位/月 ②要支援2 月7回まで 回数払い 377 単位/回 月8回以上 月額払い 3,022 単位/月
加算・減算	①生活機能向上グループ活動 加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月 ⑤定員超過による減算 (単位数×70×100) ⑥人員欠如による減算 (単位数×70×100)	①生活機能向上グループ活動 加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月 ⑤定員超過による減算 (単位数×70×100) ⑥人員欠如による減算 (単位数×70×100)	①生活機能向上グループ活動 加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月 ⑤定員超過による減算 (単位数×70×100) ⑥人員欠如による減算 (単位数×70×100)

通所型サービスの利用定員について

凡 例

- ①通所介護（又は地域密着型通所介護）
- ②介護予防通所介護相当サービス
（第1号通所事業通所介護）
- ③通所型サービスA

一体的運営【同一事業所】
(1単位①・②) + (1単位③)

事業所の定員が25名であり、①、②、③を一体的に実施する事業所の場合

区分	利用定員
①及び②	22名
③	3名
合 計	25名

(1) 定員について

- ◆①及び②のそれぞれの対象となる利用者数の合算で利用定員を定めます。
- ◆③の利用者で利用定員を定めます。
⇒ ①及び②で合算した利用定員の利用者数には③の利用者数は含めません。逆も同様に③の利用定員の利用者数には①及び②で合算した利用者数は含めません。

(2) 事業所規模の区分について

- ◆①の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、③の利用者数は含めません。

(3) 定員超過（減算）について

- ◆①及び②で利用定員の超過利用となる場合、減算となります。（※③の部分は含めません。）
- ◆③で利用定員の超過利用となる場合、減算となりますが、平成30年4月1日～平成32年3月31日までは経過措置があり、減算の対象となりません。（※①及び②の部分は含めません。）
⇒ 事業所において、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めてください。

通所型サービスB【月額補助】（案）

1月あたりの 利用延人数	活動費の補助限度額	1月あたりの 利用延人数	活動費の補助限度額	1月あたりの 利用延人数	活動費の補助限度額
1～4人	12,000円	49～52人	51,000円	89～92人	81,000円
5～16人	24,000円	53～56人	54,000円	93～96人	84,000円
17～20人	27,000円	57～60人	57,000円	97～100人	87,000円
21～24人	30,000円	61～64人	60,000円	101～104人	90,000円
25～28人	33,000円	65～68人	63,000円	105～108人	93,000円
29～32人	36,000円	69～72人	66,000円	109～112人	96,000円
33～36人	39,000円	73～76人	69,000円	113～116人	99,000円
37～40人	42,000円	77～80人	72,000円	117人以上	100,000円
41～44人	45,000円	81～84人	75,000円		
45～48人	48,000円	85～88人	78,000円		

補助対象経費（案）

人件費	サービスの利用調整等を行うスタッフの人件費
報償費	外部講師謝礼（1時間につき11,300円を上限とする）。 内部スタッフ、同一法人の講師への報酬・謝金は対象外
旅費	事業実施に必要な実費。ボランティアが支援を提供する 際の交通費（費用弁償として1人1回500円）
備品・消耗品費	団体の事務用備品・消耗品。補助の対象となる活動に必要な材料や教材として使う物品の購 入経費（利用者個人の直接的な利益となるものは除く）
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料、マップ等の作成経費
通信運搬費	事業に必要な郵便切手、はがき代
保険料	損害保険等（ボランティア保険やイベントを行う行事保険の保険料等）
使用料・賃借料	車両借上・リース料、会場使用料（①自宅利用は対象外、②使用料が明確なものは実費分、 ③使用料が不明瞭な場合は1回につき500円が上限、④他の賃貸契約に基づく物件を利用 している場合は、利用時間等の案分による）
修繕費	軽微な修繕（階段の手すり、スロープの設置、トイレの改修等介護保険住宅改修に 準じた内容。20万円以下）

【注意】延利用者数に
応じた補助額を限度と
し、その範囲において
対象経費を補助します。

介護報酬改定に伴う単価の考え方

○サービス単価については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を下回る額をサービス単価として定めることを想定しており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定める。

○国が定める加算を市町村が加算と認めた場合は、その範囲で上限額を超過することができる。

○市町村独自の加算を地域の実情に応じて市町村が定めることは可能であるが、その際は、上述の国が定める上限額（予防給付と同じ額）を超過することがないようにしていただきたい。

（厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの一部改正についてから抜粋、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案についてのQ & A平成26年9月30日版から抜粋）

介護報酬改定で国が定める額（予防給付の単価）が減額された場合

介護報酬改定で国が定める額（予防給付の単価）が増額又は維持された場合

- ◆国の基準相当サービス
国が定める額（予防給付の額）と同額となるようサービス単価を変更する。
- ◆緩和型サービス
国が定める額（予防給付の額）が本説明会の単価を下回る場合、その額を1単位下回る単価とする。

- ◆国の基準相当サービス
国が定める額（予防給付の額）と同額となるようサービス単価を変更する。
- ◆緩和型サービス
本説明会の内容のとおり進める。

市の指定する研修

	科目(案)
1	超高齢社会の理解、介護保険制度の理解
2	尊厳の保持と自立支援、介護福祉の理念
3	コミュニケーション技術、接遇マナー
4	高齢者の疾病の理解
5	生活支援技術
6	リスクマネジメントと緊急時の対応

○市の指定する研修は、市が実施することを想定しております。

○実施科目、受講時間等は検討中です。

○研修の実施時期については、事業者の意向を伺った中で決定する予定です。

総合事業のサービス併用について

		併用するサービス				
		介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス	訪問型サービスA	通所型サービスA	通所型サービスB
既に利用しているサービス	介護予防訪問介護相当サービス		○	×	○	×
	介護予防通所介護相当サービス	○		○	×	×
	訪問型サービスA	×	○		○	○
	通所型サービスA	○	×	○		×
	通所型サービスB	×	×	○	×	

2 事業者指定について

事業者指定に係る申請について

国の基準に相当するサービス

平成27年3月31日以前に介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた事業所は、平成29年4月1日より、総合事業の指定があったものとみなされております。

総合事業のみなし指定有効期間は平成30年3月31日までとなっているため、平成30年4月1日以降について手続きが必要です。

- ◆平成30年4月1日以降も総合事業を実施する場合
指定更新手続きが必要です。
- ◆平成30年4月1日以降は総合事業を実施しない場合
指定更新申請をしないとする旨の申出書の提出が必要です

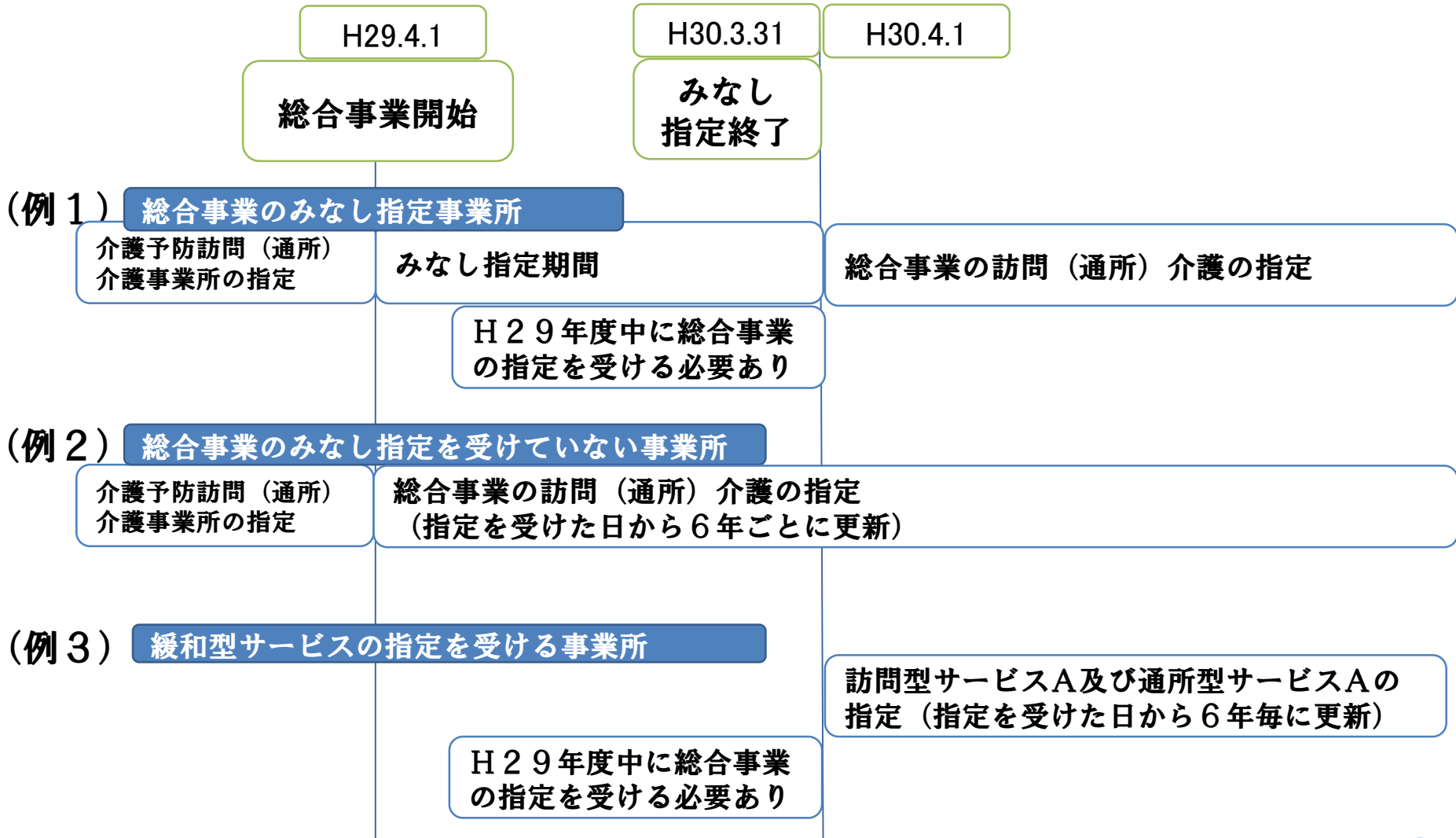
緩和型サービス

従来の国の基準に相当するサービス（第1号訪問事業訪問介護、第1号通所事業通所介護）同様に、緩和型サービス（第1号訪問事業訪問型サービスA、第1号通所事業通所型サービスA）は事業者指定により実施します。

ただし、訪問型サービスAは、基準を緩和し、より多様なサービス主体によるサービス提供を想定していることから、委託による実施もあります。その場合、事業所の指定申請は不要です。

指定有効期間	6年
--------	----

指定の有効期限について



総合事業の指定の申請について

(1) 指定申請の受付期間

- ①受付開始日 平成30年2月5日（月）
- ②審査期間 申請後、おおむね1カ月間
- ③指定日 平成30年4月1日以降
- ④事前協議 新規開設のみ必要（事前に高齢・介護グループにご連絡の上、日程調整を行ってください。）

国の基準相当サービス
及び
緩和型サービス

指定申請書 提出期限	現地確認及び決裁期間	指定日
H30. 2. 28	H30. 3. 1～14	H30. 4. 1
H30. 3. 31	H30. 4. 1～13	H30. 5. 1
H30. 4. 27	H30. 5. 1～15	H30. 6. 1

※指定申請等提出期限は、書類の補正期間を含めておりますので、お早目の提出をお願いします。

※あくまでスケジュール例であり、書類の不備等があれば指定が遅れることもあります。

(2) 手数料 無料

体制届も提出が必要！！

(3) 指定申請書及び変更届等の様式

市ホームページに掲載します。（平成30年2月5日を予定）

定款・運営規定・契約書の変更等について

(1) 定款

みなし指定事業者	<ul style="list-style-type: none">・更新申請時まで、定款の変更が必要です。・定款の変更にあたっては、指定介護予防訪問（通所）介護事業者の変更届出書を高齢・介護グループに提出ください。（変更後10日以内に提出）
緩和型サービス事業者	<ul style="list-style-type: none">・総合事業の指定申請時、定款が変更されている必要があります。・指定申請時に、変更した定款を添付してください。

※やむを得ず間に合わない場合は、確約書の提出をお願いします。

(2) 運営規程

みなし指定事業者	<ul style="list-style-type: none">・平成30年3月末までに、運営規程の変更が必要です。・運営規程の変更にあたっては、指定介護予防訪問（通所）介護事業者の変更届出書を高齢・介護グループに提出ください。（変更後10日以内に提出）・総合事業のみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
緩和型サービス事業者	<ul style="list-style-type: none">・総合事業の指定申請時、運営規程を作成（変更）のうえ、提出する必要があります。・指定申請時に、作成（変更）した運営規程を添付してください。・緩和型サービスのみ独立して作成しても、現在の（介護予防）訪問介護・通所介護、総合事業の国の基準相当サービスの運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

(3) 契約書・重要事項説明書

- ・ 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対し、サービス提供時に随時契約をしてください。
- ・ 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。
- ・ 緩和型サービスについても、従前の契約書、重要事項説明書に追加して作成しても構いません。

(4) 介護保険法改正によるサービス名称の変更

- ・ 介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
- ・ 介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業

(5) 定款、運営規程、契約書、重要事項説明書の例示文

現行	変更例
介護予防訪問介護	介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業

注1) これらは文面案の例示であって、この文面案により生じた損害等を登別市が負担するものではありません。

注2) 医療法人や社会福祉法人等の所管庁、監督官庁のある法人は、直接ご確認ください。定款等の記載内容によっては変更の必要がない場合があります。

個別サービス計画の名称変更について

緩和型サービスの導入に伴い、個別サービス計画の名称を変更する必要があります。

	国の基準相当サービス	緩和型サービス
介護予防訪問介護	第1号訪問事業訪問介護計画	第1号訪問事業 訪問型サービスA計画
介護予防通所介護	第1号通所事業通所介護計画	第1号通所事業 通所型サービスA計画

3 請求事務について

サービスコード種別

事業費の請求については、国の基準に相当するサービス、緩和型サービス（※1）ともに、従前どおり国保連合会を通じて請求することとなりますが、請求コードが変更となります。

サービス種別	訪問型サービス		通所型サービス	
	国の基準相当サービス (第1号訪問事業 訪問介護)	緩和型サービス (第1号訪問事業 訪問型サービスA)	国の基準相当サービス (第1号通所事業 通所介護)	緩和型サービス (第1号通所事業 通所型サービスA)
コード種別	A 2	A 2	A 6	A 6

みなし指定のサービスコード「A1」「A5」がなくなります。

※1 事業者指定で実施しない事業者を除く。

※2 実際のサービスコードについては、別途、連絡します。（平成30年3月中に市ホームページで掲載を予定）

※3 国の基準相当サービスと緩和型サービスのコード種別は同一であるが、内容は別々であるため、要注意。

利用者負担割合の変更について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、利用者負担割合が今までの1割又は2割から、平成30年8月1日から、所得に応じて3割が追加されます。

このことから、総合事業の次のサービスについても、所得に応じて3割負担を追加することとします。

- 第1号訪問事業訪問介護（国の基準相当サービス）
- 第1号通所事業通所介護（国の基準相当サービス）
- 第1号訪問事業訪問型サービスA（緩和型サービス）
- 第1号通所事業通所型サービスA（緩和型サービス）

介護サービス事業所及び地域包括支援センターの皆様におかれましては、負担割合証の確認をお願いします。

4 基本チェックリストについて

総合事業の事業対象者について

事業対象者とは、65歳以上の方で、心身の状況、その置かれている環境その他の状況から要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により判定された方をいいます。

ただし、事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなります。

事業対象者の有効期間	2年
------------	----

基本チェックリストの実施は、要支援1又は2であって、認定更新の際に状態が安定しており、総合事業のサービスのみの利用が予想される際に行います。

要介護認定の認定を受けておらず、新規で総合事業のサービスを利用する場合は、要介護認定の申請をすることとなります。

基本チェックリストとは

事業対象者の該当基準となる指標です。基本チェックリストの設問項目等は国が定めた内容となっており、変更はできません。

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
	～ 省略 ～		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だとは思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

基本チェックリストの実施体制

基本チェックリストの実施は、地域包括支援センターとなります。

名称
地域包括支援センター「けいあい」
地域包括支援センターゆのか
地域包括支援センターあおい (愛桜)

サービス利用の流れ

まずは、地域包括支援センターに相談

- ①初めてサービスの利用を希望
- ②総合事業以外のサービスも利用希望
- ③第2号被保険者

要介護認定を受ける

要介護
1～5

要支援
1～2

非該当

ケアプラン作成
(居宅介護
支援事業所)

介護サービス
を利用できます。

介護予防
サービス
を利用できます。

- ④更新時、要支援1・2で、総合事業（訪問型及び通所型サービス）のみを利用して、今後も同様のサービスのみの利用を希望

基本チェックリストを受ける

事業対象者
(生活機能の低下が見られた方)

自立した生活を送れる方

ケアプラン作成
(地域包括支援センター)

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防訪問介護相当サービス
- ・訪問型サービスA
- ・介護予防通所介護相当サービス
- ・通所型サービスA
- ・通所型サービスB

一般介護予防事業
を利用できます。

5 介護予防ケアマネジメント について

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の区分

要支援者、事業対象者については、次のとおり給付管理を行う。なお、総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント費として請求し、それ以外の場合は介護予防支援費での請求となります。

区分	支給限度額	給付管理の対象となるサービス	介護予防ケアマネジメント費	介護予防支援費
要支援1、 事業対象者	5,003 単位	総合事業	○	
		総合事業+予防給付		○
		予防給付		○
要支援2	10,473 単位	総合事業	○	
		総合事業+予防給付		○
		予防給付		○

注1) 従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託可能です。

介護予防ケアマネジメントの類型

区分	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントC
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号訪問事業訪問介護 (国の基準相当サービス) ○第1号通所事業通所介護 (国の基準相当サービス) ○第1号訪問事業訪問型サービスA (緩和型サービス) ○第1号通所事業通所型サービスA (緩和型サービス) 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号通所事業通所型サービスB (住民主体型のサービス)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○アセスメント ○ケアプラン原案作成 ○サービス担当者会議 ○利用者への説明・同意 ○ケアプランの確定・交付 ○サービスの利用開始 ○モニタリング評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○アセスメント ○アセスメント結果案作成 ○利用者への説明・同意 ○利用するサービス提供者への説明・送付 ○サービスの利用開始
対象者	要支援1・2、事業対象者	
請求支払	国保連経由で審査・支払	

介護予防ケアマネジメントの類型

区分	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントC
算定 単位	1月あたり	
単価	430単位/月	430単位/初回のみ（※1）
加算	①初回加算 300単位/月 ②介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連 携加算 300単位/月	なし
委託	可能	不可

※1 転居等により、地域包括支援センターが変更となった場合は、状況変化に合わせたケアマネジメントを再度行う必要があるため、変更後の地域包括支援センターにおいてケアマネジメントCを算定することは可能です。

※ ケアマネジメントCを実施した場合、市にケアプランの写しを提出する必要があります。

サービス提供開始の翌月から3ヶ月を1クールとしたときの考え方

	ケアプラン	利用するサービス		サービス提供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3ヶ月後)
ケアマネジメント A	作成あり	指定事業者のサービス	サービス担当者会議	○	×	×	×
			モニタリング等	—	○	○	○ (面接による)
			報酬	基本報酬+ 初回加算	基本報酬	基本報酬	基本報酬

- 上記を介護予防ケアマネジメントの1クールと考え、1クールが終了した後に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託できます。
- 指定居宅介護支援事業所に委託している利用者が、認定更新等の際に引き続き要支援であった場合は、継続して委託ができるものとしませんが、アセスメントにおいて地域包括支援センターの確認を受けること、サービス担当者会議に地域包括支援センターも出席することとします。
- 住所は登別市にあるものの、居住は他市町村にある場合については、初回から委託が可能とします。

介護予防ケアマネジメントの届出の有無

区分	居宅サービス計画作成 依頼届出書	介護予防サービス計画 作成依頼届出書	介護予防ケアマネジメ ント依頼届出書
要介護 → 要支援	× 不要	○ 必要	× 不要
要支援 → 事業対象者	× 不要	× 不要	○ 必要
事業対象者 → 要支援	× 不要	○ 必要	× 不要
要支援 → 要介護	○ 必要	× 不要	× 不要
要介護 → 事業対象者	× 不要	× 不要	○ 必要
事業対象者 → 要介護	○ 必要	× 不要	× 不要

アセスメントシート・興味関心シート・アセスメントシート判断基準について

基本チェックリストを活用して、事業対象者とし総合事業を利用する場合、どのようなサービスが利用者に必要であるかを判断するために、次のシートを活用してアセスメントを地域包括支援センターが実施します。

○アセスメントシート

○アセスメントシート判断基準

○興味関心シート

登別市版アセスメントシート（案）

興味・関心チェックシート

記入年月日：平成 年 月 日 利用者名： _____

氏名： _____ 年齢： _____ 歳 性別（男・女） 記入日：H _____ 年 _____ 月 _____ 日

運動・移動について	1	(イスからの)立ち上がり	1)できる	2)つかまれば可能	3)できない
	2	何かにつかまらずに歩く(5m)	1)できる	2)つかまれば可能	3)できない
		信号が変わる前に横断歩道を渡りきる	1)できる	2)何とかできる	3)できない
	3	立ったままズボンをはける	1)できる	2)つかまれば可能	3)できない
4	自宅内を物を持って歩く	1)できる	2)つかまれば可能	3)できない	

特記事項

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思い当たるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人でお風呂に入る				読書			
自分で服を着る				俳句			
自分で食べる				書道・習字			

登別市版アセスメントシートサービス分類を判断する参考基準(案)

利用者本人の意向を踏まえつつ、サービス事業対象者を決定する基本チェックリストの該当項目や利用者基本情報・アセスメントシートの記載内容等に沿って、利用するサービスや参加活動を判断する。高齢者の心身の状況等に応じた多様なサービスの利用や活動への参加につなげ、介護予防を推進する。

基本チェックリストの該当項目に沿った判断

分類	対象者判定基準
①複数項目に支障	NO. 1～20のうち10項目以上該当
②運動機能低下	NO. 6～10のうち3項目以上該当

登別市版アセスメントシートに基づく判断

分類	対象者判定基準	想定されるサービス
①身体介護の必要性が高い	以下のいずれかに該当 ア・項目1・2・3・4・6・7・8・30・31のいずれかで「3」があること イ・項目29が「2」以上であること	介護予防通所介護相当サービス 介護予防訪問介護相当サービス 通所型サービスA

6 今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

- 平成30年 2月 5日 総合事業の第1号事業者指定申請の受付開始
- 2月中旬 総合事業の住民向け説明会（市民会館、鷺別公民館、婦人センター）
- 2月28日 総合事業の第1号事業者指定申請の受付締切（4月1日からサービス提供する場合）
- 2月28日 総合事業参入意向調査回答締切
- 3月上旬 広報のぼりべつ3月号で総合事業の周知
- 3月下旬 総合事業単位数表マスタの公表（市HP）

ご清聴ありがとうございました。